

四日市市告示第 100号

ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5年 3月 20日

四日市市長 森 智広

ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
ユネスコ無形文化遺産継承支援事業補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第101号）  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。ただし、この要綱の失 効前に交付決定された事業については、 なお従前の例による。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。ただし、この要綱の失 効前に交付決定された事業については、 なお従前の例による。

附 則  
この要綱は、告示の日から施行する。

(シティプロモーション部文化課)